

京都市告示第 5 7 2号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 号の規定に基づき、次の農業用水路等を変更します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 1 月 2 6 日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 終 点 点
1	西野水0037号	旧	(起点) 山科区西野榎本町155番地地先 (終点) 山科区西野榎本町60番地の14地先
		新	(起点) 山科区西野榎本町60番地の4地先 (終点) 山科区西野榎本町60番地の4地先
2	西野水0038号	旧	(起点) 山科区西野榎本町155番地地先 (終点) 山科区西野榎本町60番地の14地先
		新	(起点) 山科区西野榎本町60番地の26地先 (終点) 山科区西野榎本町60番地の14地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)